

1027

	臣 大	長 總	名 件	名 宛	番 發 號 送
		大	第百七師團等、隸屬ニ關シ命令相成度件	上 奏(案)	
	官 次	() 長 次 級 高			月 發 日 送 昭 和 19 年 6 月 13 日 午前 時 分 者 發 印 送
		長 次 級 次			
部 回 決 局 長 行 後 長 覽	長 (局) 部 帶 連	長 部 任 主			
課 回 決 長 行 後 長 覽	長 課 帶 連	課 主 任 長 務		者 信 發 總 長	

555

0001

1359

第百七師團等ノ隸屬ヲ定メラレ且之ニ關シ別紙ノ

通 關係官憲ニ命令相成度

謹
テ奉仰 允裁候也

1360

556

0281

關東軍總司令官

第三方面軍司令官

第十師團長

ニ與フル命令(案)

命令

一別紙ノ部隊ヲ夫々關東軍、第三方面軍ノ編

組及第十師團編合ニ編入ス

大正陸軍部

557

2687

5981

1361

三 隸屬轉移ノ時機ハ其編成完結ノ時トス

三 細項ニ關シテハ參謀總長ヲシテ指示セシム

1081

1362

558

別紙

一 關東軍ノ編組ニ編入スル部隊

機動第一旅團

第二遊撃隊

關東軍通信情報部

關東軍特種情報隊

二 第三方面軍ノ編組ニ編入スル部隊

大本營陸軍部

(關東軍總司令官)

(關東軍總司令官)

(關東軍總司令官)

550

1363

1363

第百七師團

三第十師團 編合ニ編入スル部隊

富錦駐屯隊

(關東軍總司令部)

第十四國境守備隊

(關東軍總司令部)

註括弧外ハ編成管理官ヲ示ス

8361

1364

560

第七師團等ノ隷屬ニ自ラレ

御説明(案)

曩ニ在滿兵力一部ノ他方面轉用ニ伴ヒ在
滿戰備充足ノ目的ヲ以テ編成ヲ令セラレシ
別紙ノ部隊中第百七師團ハ之ヲ第三方面
軍ノ編組ニ編入セシメラレ又國境守備
隊一箇及駐屯隊一箇ヲ滿ソノ國境方面

大本營陸軍部

561

3002

1365

警備力充足ノ為

第十師團ノ編合ニ編入セシメラレ又機

動旅團及遊撃隊各一箇ハ之ヲ關東軍

ノ編組ニ編入セシメラレ度

562

1366